

令和4年度

八代市議会議会運営委員会記録

審査・調査案件

- | | |
|---------------------------------------|---|
| 1. 令和4年6月定例会質疑・一般質問における通告内容について | 1 |
| 1. その他 | 4 |

令和4年6月13日（月曜日）

議会運営委員会会議録

令和4年6月13日 月曜日

午後3時01分開議

午後3時20分閉議（実時間19分）

○本日の会議に付した案件

1. 令和4年6月定例会質疑・一般質問における通告内容について

1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長 橋本幸一君
副委員長 増田一喜君
委員 上村哲三君
委員 大倉裕一君
委員 金子昌平君
委員 田方芳信君
委員 谷川登君
委員 谷口徹君
委員 古嶋津義君
委員 山本幸廣君
議長 成松由紀夫君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局次長 増田智郁君

○記録担当書記 島田義信君

森田亨君

（午後3時01分 開会）

○委員長（橋本幸一君） 皆さん、こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎令和4年6月定例会質疑・一般質問における通告内容について

○委員長（橋本幸一君） まず、1、令和4年6月定例会における質疑・一般質問の通告内容について議長より報告がございます。

○議長（成松由紀夫君） 先ほどからお疲れさまでした。

本件につきましては、一議員より、議会全体で御決定いただいた内容を定例会の質疑・一般質問で通告される事案が判明いたしました。そこで、先ほど急遽開催いたしました各派代表者会におきまして、今回の事案をまず共有させていただきました。

そこで、会議では、具体的な質問内容の詳細が不明なこともあり、さらには、個々の議員の質問内容まで特段関与することはできない。また、今回の事案は喫煙所設置についてだけが議論の争点ではなく、議会内での意思決定した事柄について、そもそも本会議で執行部に対し質問することがいかなるものかなどの意見が出され、最終的に各派代表者会としては、今回の質問通告内容については本人の意思、判断にお任せするという見解が出されております。

報告は以上です。

○委員長（橋本幸一君） ただいまの議長から報告事項について説明がございましたが、何か御意見等ございませんか。質問等ございませんか。

○委員（谷口 徹君） 6階に設けられている喫煙所なんですけども、これ、法律の手順に従って設置されたものと理解してよろしいんでしょうか。議会内では同意ができていたとしても、改正健康増進法か何かに基づいて――。

○委員長（橋本幸一君） 今日の質疑については、各派代表者会、それから全員協議会、その

中での決定事項についての中での決定事項であって、内容についての質問といえますか、それについては控えていただきたいと思います。

経緯を、じゃあ、議会事務局からもうちょっと詳しく説明できますでしょうか。

○議会事務局次長（増田智郁君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）議会事務局、増田でございます。

それでは、今、谷口議員さんからお尋ねいただいたことも含めまして、今回の設置までの経緯について御説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、さきの3月定例会におきましての各派代表者会におきまして、こちらの設置について御協議、まず、設置することについて御協議いただいたわけでございますが、当然のごとく、まず、敷地内で喫煙するとなりますと、先ほど申されましたとおり、法的な根拠が必要になってまいります。その法的な根拠につきましては、当然、庁舎管理のほうとも話をしまして、原則、公共施設敷地内は原則禁煙ということでございますが、条件を満たしていれば設置することができるというのを確認を取った上で、議長のほうが6階フロア、特に議員さん方が御使用されるフロアでございますので、そこについて各派代表者会で協議をされて、そこで御承認いただいたところでございます。

その後、全員協議会、3月定例会最終日でございますが、代表者会で決まりました内容につきまして議長の報告のほうで、代表者会で協議した結果、このような形で設置することが決まりましたという経緯で御決定されたものでございます。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。今の事柄で、経緯の中での流れということで、それ以上の深入った法的な問題、それについてはこの議運の中ではちょっと問題外といえますか、

外していただきたいと思います。

○委員（谷口 徹君） いや、その特定屋外喫煙場所という法で基づいた手順に踏んで指定してあるならば、問題ないということを確認しただけです。

○委員長（橋本幸一君） ああ、そうですね。だから、先ほど私が申しましたような、議長から説明ありましたように、今回のこの議運、代表者会というのは、その設置どうこうではなくてから、手順の中で、皆さんに集まっていたということ念頭に置いて質問いただきたいと思います。

ほかに。

○委員（山本幸廣君） 今、議長から各派代表者会の報告がありましたですね。そのとおり、代表者、私も代表者ですので、代表者会の中で取りまとめて、一般質問の、山本敬晃議員の一般質問については、自身の判断、個人の議員の判断に任せるということで決定をしたわけですが、「が」があるわけですね。

が、今、議運の委員会の中で委員からの発言があったわけですので、それについてはどうしても法的な問題というか、執行部が絡むものですから、これについては即答は今できないというような状況だと思うんですね。

だから、そこら辺りについては、代表者会で一般質問の判断に任せると決まったわけですから、ここでは答えられないというのは、今の発言というのは、ちょっと誤解を招きはせんかなと思うんですけどね。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。私が言ったのは、これまでの経緯の中で、それらの問題も含めて、議長が執行部と協議の上で了解の下で代表者会を開いて、法的な根拠の中での決定がなされたということで説明がありました。執行部からの説明もありましたが。

ということで経緯がっておりますから、法的などうこうというのは、この場での協議内容

とはちょっと違いますので、そこの部分については御遠慮願いますという、そういうことでございますので。

○委員（山本幸廣君） それは委員長分かるんですけども、代表者会ではそれは審議したやなかですか。

○委員長（橋本幸一君） 代表者会ではそうですよ。

○委員（山本幸廣君） 議長が執行部とな、執行部とすり合わせをする中でですね、設置場所を決める中でですね、法的な問題等々については、以前から2回の会議の中で我々も意見を言うし、審議をしたわけですね。そういうことで、法的にはもう問題ないという、はっきり言って議長の報告があったわけ、代表者会ではあったわけですからね、それについて今質問があったわけですから、それは別々っていうことじゃあってから、今日、議長が今出席ですから、議長からそのこと、委員長が議長に振れば議長が報告しても、説明するわけですよ。

○議長（成松由紀夫君） 先ほどお話をさせていただいたとおりでございまして、先ほどの各派代表者会の中では、喫煙所についての質問内容、個々の議員の質問内容まで特段関与することができないという御意見、それとまた片や、一方では、喫煙所設置についてだけが議論の争点ではなく、議会内での意思決定した事柄について、そもそも本会議で執行部に対して質問するのはいかがなものかということでありまして、喫煙所の設置の事柄だけの1つの、それに特化せず、質問通告1つに特化した事案の話に関与はできるのかできないのか、できないんじゃないんですかという御意見と、そもそも議会内での意思決定した事柄について、それを問うというのはいかがなものですかという御意見が、大まかに言うと2つ出て、その中で、最終的には御本人の御意思と御判断にお任せするという見解でございます。

それと、谷口委員の御質問に1つお答えするとすれば、先ほどお話を代表者会でした部分を議長話したほうがいいのではないかという山本代表の御意見であろうかと思っております。

厚生労働省、令和元年7月に健康増進法が改正された厚生労働省労働基準局からの職場における受動喫煙防止のためのガイドラインの通知も含めて、3要件がございました。それに阻害するものはないということを担当課との協議の中で、設置をさせていただいたということでございますので、話の本筋は前段で述べたとおりでございますので、谷口委員におかれましては御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（古嶋津義君） この喫煙所の問題については、ちょっと外れるかもしれませんが、実はさきの議会で私ども委員会に陳情が出されました。一応、結果としては継続審査ということになっておりますが、内容についてはですね、その陳情の内容については、たばこ税を使って喫煙所の設置という文言がありましたので、たばこ税につきましては特定財源でなくて一般財源ですので、それに特化しての喫煙所はちょっといかがなものかという話は出ておりました。

ただ、将来的に、さっき議長が言いましたように、喫煙所については健康増進法の中で、下なら下に何か1つ看板出せばよかという話もありましたので、そういう方向で、次の回で決着しようかなという経緯でございました。

○委員長（橋本幸一君） 今、たばこの喫煙所の是非の方向に今行きつつあるんですけど、今回の今の問題というのは、代表者会、それから全員協議会の中で決定された意思決定に対して今回の一般質問がどうかという、その辺の議会の在り方という問題も1つにあるわけですが、この問題、これまで前例がないという

ことでございますので、そこについての取扱いをどうするかということ、そこも念頭に置いて質問していただければと思います。

○委員（古嶋津義君） 喫煙所の問題については、先ほど話したように、そのような経過でございましたが、その後の話ですけれどね、執行部に議会の決定事項をお尋ねする人はいかなものかなというふうに思いますけど。

○委員長（橋本幸一君） 先ほどその点も代表者会の中で議論させていただきまして、最終的には、する、するなというのは個人の問題でございますので、そこはできないということで、これは個人の判断に任せるといふ、そういうことに、意思判断に任せるといふ、そこで代表者会は決定されたわけですが、その点について皆さんどうお考えでしょうかという、その辺も含めて考えていただけたらと思います。

○委員（山本幸廣君） 何も言うことありません。議事進行をお願いします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、こういうことが今、問題点があることを、本件につきましては皆さん御承知おき願いたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員（古嶋津義君） この問題について、執行部が答弁できますか、議会の。例えば、たばこの喫煙所の問題は分かりますよ。その後の――執行部で答弁でけんとじゃなかつかなと思えますけど。

○委員長（橋本幸一君） そのとおりかと思えます。議会内で決定されたことでありますので、非常に難しい問題もあるし、また、今後これが先例としてですね、残るといふことになれば、非常にこれからの議会の在り方というのもまたちょっと考えなければならぬ部分も出てくるわけでございますので、そこは皆さん慎重にですね、また考えていってもらいたいと思います。

今の段階では、山本議員に対して、するな、せろって、そういうことは言えないわけござ

いますので、そこはしっかり考えていただきたいという、そういうことでございます。

○委員（山本幸廣君） 委員長、結論は先ほど議長から言われたような結論で代表者会は位置づけをしたんですね。山本敬晃議員が6階の喫煙所ばかりの質問をするのかということで、私は本人からも聞いてないというような状況ですけれど話したんですけども、やっぱ総合的に、喫煙場所が1階から6階もあるわけですけども、そういうのに質問するのকাশないのか、そうしたことやったら執行部としては、やっぱし1階に設置しとるけんから、質問は当初の質問に対して答弁は私はするべきだし、することであろうというふうに思うわけですので、そう結論づけたのは、一般質問聞いてみらんとしゃが分からんというのが結論づけじゃなかつたっすかね。

○委員長（橋本幸一君） 確かにそのとおりですね。

そういうことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎その他

○委員長（橋本幸一君） それでは、次に、（2）その他について何かありませんか。

○議長（成松由紀夫君） 私から1点ございます。

内容といたしましては、今回の事案等も付随する点ではございますが、現在、質疑、一般質問を通告する際、通告書を御提出いただいているところでございます。そこで、八代市議会会議規則第62条の解釈及び運用において、一般質問を行う議員は質問の件名及び要旨を記載した通告書を提出となっております。しかしながら、現状は質問の件名のみを記入されたものを受け付けておりますので、議長といたしましては、今後、様式の変更も鑑みながら検討していく必要があるのではないかと思いますので、御承知おきを願いたいと思います。

なお、今後、変更する場合は、当然のことながら、市議会会議規則にのっとり、他市事例も調査した上で、さらに議会運営に関することでもございますので、議会運営委員会にも丁寧に相談しながら行っていきたいと考えておりますし、また、先ほど代表者会において、質問者の要旨だけではなく、答弁側の要旨もより充実した丁寧であるものをお願いしたいという御意見も伺っておりますので、併せてしっかりと皆様方と丁寧に相談しながら行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ただいま議長から、協議事項を踏まえ、何か御意見等ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、本件につきましては御承知おき願いたいと思います。

ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

（午後3時20分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年6月13日

議会運営委員会

委員長